

【件名】子育て部分休暇の導入について

【要旨】子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的とした休暇（子育て部分休暇）を導入する。

1 制度の概要

(1) 子育て部分休暇を取得できる職員

一般職職員（部分休業ができない職員を除く。）

(2) 子育て部分休暇の対象となる子

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の翌日（常勤職員の場合は小学校の始期、非常勤職員の場合は満3歳）から、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者又は障害児である子については、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(3) 取得単位

部分休業と同様、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日2時間を超えない範囲内で30分を単位とする。

(4) 給与上の取扱い

部分休業と同様の取扱いとする。

勤務しない時間の給与	減額する。
昇給の抑制	抑制の対象としない。
期末手当の減額	7時間45分をもって1／3日の欠勤等日数として算定する。
勤勉手当の減額	30日を超える場合は、7時間45分をもって2／3日の欠勤等日数として算定する。
退職手当	減額しない。

2 施行期日（実施時期）

令和7年4月1日

3 その他

子育て部分休暇の導入に伴い、庶務事務システムの改修を行う。

4 今後の予定

令和6年 11月 第4回定例会に条例改正案等を提案

12月～ システム改修

令和7年 4月 子育て部分休暇の導入